

こども誰でも通園制度等について

1. 主旨

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、保育所等に通っていない乳幼児が家庭と異なる経験や家族以外の人との関わりが得られるよう、保育施設等で過ごせる環境を提供する新たな制度であり、子ども・子育て支援法等の改正によって令和8年4月1日から給付制度として全国自治体で本格実施されることとなっています。

本市では、令和7年7月から渚西臨時保育室で試行実施を行っており、その実施状況を踏まえ、ニーズを算出し、来年度以降の対応に取り組むものです。

なお、本格実施にあたりましては、ニーズ等を「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・若者総合計画）に位置づけるか、代用の計画を作成することとされており、現時点におけるニーズ推計については流動的で不確実なものであることから、当面、代用計画で対応していく予定です。

2. 試行実施の状況

◆ 実施場所

市立渚西臨時保育室

◆ 利用時間・利用方法

- ・週1回の定期利用（月10時間上限）
- ・1期3か月単位

第1期：令和7年7月～9月

第2期：令和7年10月～12月



(単位：枠)

区分	項目	月	火	水	木	金	合計
	0歳児	0歳児	2歳児	1歳児	1歳児	全歳児	
午前（9:30-12:00）	6	6	12	10	10	44	
午後（13:30-16:00）	6	6		10	10	32	
合計	12	12		20	20	76	

3. 申込状況

◆ 概況

	申込人数（1期 + 2期）				平均申込人数			
	0歳児	1歳児	2歳児	小計	0歳児	1歳児	2歳児	小計
定員（枠）	48	80	24	152	24	40	12	76
申込者数（人）	67	56	16	139	33.5	28	8	69.5
申込率（%）	139.6	70.0	66.7	91.4	139.6	70.0	66.7	91.4

◆ 居住エリア分布

区分		0歳児	1歳児	2歳児	小計
北部	申込者数（人）	6	7.5	2	15.5
中部	申込者数（人）	13	7.5	4	24.5
南部	申込者数（人）	10.5	12	2	24.5
東部	申込者数（人）	4	1	0	5
全域	定員（枠）	24	40	12	76
	申込者数（人）	33.5	28	8	69.5

◆中部エリア居住世帯の申込状況

区分		0歳児	1歳児	2歳児	小計
中部	対象児童数(人)	154	255	259	668
	申込者数(人)	13	7.5	4	24.5
	実申込率(%)	8.44	2.94	1.54	3.67

4. ニーズ推計 (上記中部エリアにおける実申込率をもとに推計しています。)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	小計
北部	対象児童数(人)	123	184	223	530
	申込者数(人)	10.4	5.4	3.4	19.2
	必要受入時間数(h)	104	54	34	192
中部	対象児童数(人)	154	255	259	668
	申込者数(人)	13.0	7.5	4.0	24.5
	必要受入時間数(h)	130	75	40	245
南部	対象児童数(人)	208	396	342	946
	申込者数(人)	17.6	11.6	5.3	34.5
	必要受入時間数(h)	176	116	53	345
東部	対象児童数(人)	99	181	215	495
	申込者数(人)	8.4	5.3	3.3	17.0
	必要受入時間数(h)	84	53	33	170
全域	対象児童数(人)	584	1,016	1,039	2,639
	申込者数(人)	49.3	29.9	16.0	95.2
	必要受入時間数(h)	493	299	160	952

5. 今後の方向性

今回の試行実施では、実施場所から遠方の他エリアからの利用も認められ、952 時間を基礎として、エリアや歳児、子ども誰でも通園制度の実施主旨などを踏まえ、確保する量について、関係課と庁内協議に取り組みます。

そのうえで、庁内委員会、子ども・子育て専門分科会に諮りながら、実施体制を確保してまいります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
- （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

